論　説

イギリスにおける評議の秘密

松　本　英　俊

1　はじめに
2　改正動向の背景と法律委員会の諮問書
3　法律委員会最終報告書
4　小括
5　日本への示唆

1　はじめに

（1）裁判員法の見直し

2009年5月に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、裁判員法という）が施行され、日本でも一般の市民が裁判に関与する裁判制度が実施されてすでに5年が経過した。裁判員法附則第9条には施行後3年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるとあり、各方面で様々な検討がなされ、その成果も公表されてきている[(1)]。

(1) 例えば、裁判員の守秘義務に関して、2013年6月に公表された「『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書」28-29頁によれば、守秘義務の範囲の在り方等について、緩和の必要性を主張する意見もあったが、「現行の守秘義務の罰則の対象を見直す意見については、消極的な意見が多数を占めた」とある。また、最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（2012年、12月）36-37頁も「守秘義務の必要性については裁判員経験者の多くの理解が得られている」という。他方、守秘義務緩和や免除に賛成する見解について、日本弁護士連合会「裁判員法施行3年後の検証を踏まえた裁判員裁判に関する改革提案について」（2012年3月15日）、真田範行「裁判員制度と守秘義務」都市問題103号（2012年）19頁、牧野茂「裁判員の守秘義務の大幅な緩和」季刊刑事弁護72号（2012年）4頁、三島聡「評議の適性の確保と評議の秘密」法律時報84巻9号（2012年）42頁、大野聡＝牧野茂「裁判員の義務・負担」刑事法ジャーナル39号（2014年）4頁など。また、裁判員の守秘義務と表現の自由との関係について、山田健太『言論の自由　拡大するメディアと縮むジャーナリ

2013年６月には、法務省の裁判員制度に関する検討会が「取りまとめ報告書」を公表しており、具体的な改正案が提案されることも予想されるところであるが、2014年10月24日には、政府は長期間の審理を要する事件等を裁判員対象事件から除外することなどが規定された改正案を閣議決定した。

裁判員制度の見直しのための重要論点は多岐にわたるが、本稿では裁判員の守秘義務規程を念頭に置きつつ、日本と同等かそれ以上に厳しい陪審員の守秘義務規程をおくイギリス[(2)]における近時の法改正に向けた動きを検討する。

（２）裁判員の守秘義務規程

裁判員法では第９条第２項、第70条第１項、第108条で厳格な守秘義務が規定されている[(3)]。アメリカでは陪審員の守秘義務は比較的緩やかであるのに対して、イギリスでは対照的に非常に厳格であることで知られている。日本ではイギリスに近い厳格な守秘義務を選択することとしたのだが、それに対してはすでに裁判員法施行前から批判ないし緩和を要請する議論が見られた[(4)]。

近年の見直し論において、裁判員の守秘義務に関する議論も多く見られる

ズム』（ミネルヴァ書房、2012年）212-229頁。ところで、将来の見直し議論に関して、裁判員法施行前に、コリン =P.A. ジョーンズ『アメリカ人弁護士が見た裁判員制度』（平凡社新書、2008）191-192頁は、「裁判員として裁判に参加した国民は刑罰を背景とした守秘義務があるため、附則で求められている『検討』は裁判員経験者不在の状態で行われることが簡単に予測できる。・・・裁判員制度の今までの運用と将来について利害関係を持っている、裁判官やその他のお役所関係者による『検討』で終わってしまう可能性は否定できない」と指摘していたが、「関係者」による検討のみで終わらないことを期待したい。

(2) 本稿では、イングランドおよびウェールズの意味で用いる。

(3) その趣旨は、池田修『解説　裁判員法―立法の経緯と課題』第２版（弘文堂、2009年）164頁によれば、「他人のプライバシーを保護し、裁判の公正とこれに対する国民の信頼を確保し、評議における自由な意見表明を保障するため」にあるとされる。

(4) 例えば、渕野貴生「刑事司法改革と犯罪報道・世論との相互作用がもたらす適正手続上の問題―裁判員の予断、守秘義務を中心として」法の科学36号（2006年）51頁、マーク・レヴィン＝ヴァージニア・タイス（榎本雅記訳）「裁判員の守秘義務　裁判員制度に隠された陥穽」季刊刑事弁護60号（2009年）91頁、真田範行「裁判員法と守秘義務」梓澤和幸・田島泰彦編『裁判員制度と知る権利』（現代書館、2009年）167頁、梓澤和幸「裁判員制度と公開」山梨学院ロー・ジャーナル５号37頁、ジョーンズ・前掲注(1)186－194頁など。

が、その多くは守秘義務の緩和を要請するものであり、その方向性は、守秘義務の原則的免除を指向しているように思われる。筆者も基本的には守秘義務の免除が妥当と考えるがその具体的内容や方向性に関して、近時のイギリスにおける動向を参考に検討したいと思う。現在、イギリスにおいては守秘義務を免除する方向での改革論が主張されているがその内容や方向性は原則的免除ではなく、例外的免除である。例外的ではあるが、これまで数世紀にわたって厳重に閉ざされてきた陪審評議室の扉がわずかに開けられようとしているといえよう。現在は、その扉の鍵を設計している段階といえるが、多くの支持がそれを後押ししている。どのような背景のもとで改正の動きがあるのか、その動向と内容の検討は日本への示唆になりうるであろう。

2　改正動向の背景と法律委員会の諮問書

（1）現行法上の問題

イギリスにおいては、陪審評議は秘密性が守られなければならず、古くから評議の秘密に反する行為はコモン・ロー上の法廷侮辱に当たると考えられてきた。そしてコモン・ローの原則によれば、陪審評議の過程で発言されたいかなる事柄についても裁判所は調査することのみならず、証拠とすることも許されない、と考えられてきた。このような陪審評議の秘密を保護すべき根拠は、陪審員による評決が最終的判断であることの保障（メディア等による「再審理」防止）、評議過程における陪審員の自由な発言の保障そして陪審員のプライバシーの保障である。

1981年には1981年法廷侮辱罪法[(5)]（以下、単に法廷侮辱罪法という）が制定され、同法第８条[(6)]で評議の秘密漏示罪が規定されたことにより、上記コモ

---

(5) Contempt of Court Act 1981 (c.49). イギリスの法廷侮辱罪について、多谷千香子「裁判員制度と法廷侮辱罪」法律時報79巻10号（2007年）91頁、幡新大実「イングランドおよびウェールズにおける刑事司法と報道(3)　陪審評議の暴露と裁判所侮辱罪」季刊刑事弁護59号（2009年）174頁、河辺幸雄「英国『法廷侮辱法』（1981年）第８条の行方（裁判員法108条『秘密漏示罪』に関連して）」広島法学36巻１号（2012年）170頁。同法律の制定過程については、江島晶子「イギリスにおける裁判所侮辱法改正とヨーロッパ人権条約」明治大学大学院紀要27号（1990年）21頁。

(6) 同法第８条第１項は、議論の過程における陪審員の発言や投票者の詳細を明らかにすることなどを禁止している。

ン・ロー上の原則は制定法により強化され、評議の秘密に関する違反行為は主としてコモン・ローと法廷侮辱罪法第８条の問題となった。もっとも、法廷侮辱罪に該当しうる行為は秘密漏示行為以外にも複数あるため関連する実体法や手続法も同様に複数存在するという複雑な状況であった(7)。

また、ヨーロッパ人権条約のイギリス国内法への組み入れ以降(8)、同条約と法廷侮辱罪との関係について、主に二つの観点から現行法の妥当性に関する議論が主張されていた。一つは、同条約第10条の表現の自由と陪審員による秘密漏示との整合性の問題であり、一つは、同条約第６条の公正な裁判を受ける権利との整合性の問題である。前者は、陪審員が評議内容を語るのは表現の自由として保障されており、包括的に評議内容の公表を禁止するのは同条約第10条に反するおそれがあるというものである。後者は、陪審員から評議内容を聴取することも法廷侮辱罪法により禁止されているので、評議内容の事後的調査が不可能であり、誤った有罪評決があったとしてもそれを明らかにすることができないという潜在的誤判の問題であり、このような状況を放置することは被告人の公正な裁判を受ける権利に反するおそれがあるというものである。

さらに、近年、インターネットの活用による情報の収集や発信がきわめて容易になっており、情報の内容も広範囲にわたっているという状況が刑事裁判を巡る環境を大きく変えてきた。その結果、陪審員による法廷外の情報探索や自身が関与している事案の詳細を公表することも容易に行うことが可能となり、こうした行為が法廷侮辱罪に該当する可能性があるということ、そしてこのような状況に現行法が十分に対応できていないのではないかという懸念があることも指摘されていた(9)。

このように、法廷侮辱罪関連諸法律の複雑さ、ヨーロッパ人権条約と法廷侮辱罪法第８条との整合性、インターネット等の陪審を巡る環境の変化が主に今般の改正動向の背景にあったと考えられる。

---

(7) *Eleventh Programme of Law Reform* (2011) Law Com No 330, para2.14-2.16.

(8) 同条約の法廷侮辱罪への影響について、江島・前掲注(5)。

(9) *Eleventh Programme, supra note* (7) para2.13. 本稿で検討する法律委員会でもインターネット環境下での陪審制度に関する各種の問題が検討されており、陪審員の行動については、法廷外の情報探索の問題と評議内容の開示が主たる論点として議論されている。本稿ではこれら問題のうち、陪審員による評議内容の開示の問題を検討する。

（２）改革へ向けた動き

上述のような状況の中で2005年には、憲法問題担当省（The Department for Constitutional Affairs[10]）（以下、DCA という）により、陪審制度そのものを巡る議論との関係で、陪審評議の調査可能性についての検討が進められていた[11]。当時、ヨーロッパ人権裁判所においても法廷侮辱罪法第８条の評議の秘密の重要性およびその意義については一般的に承認されていたので[12]、陪審評議の調査については、現行法上、可能なことは陪審員の態度や理解度などに限定されるとも考えられていた。しかし、2001年のいわゆる Auld Report[13]の公表や陪審員の違法行為の可能性および誤判救済目的の議論などを背景に、陪審評議の調査を許容すべきかどうか、評議室内へのアクセスを許容すべきかどうかなどについて諮問された[14]。しかしながら、この諮問に対しては、ある程度の陪審調査には好意的であったものの、多くの回答が様々な懸念を表明していた。その結果、現行法内で模擬陪審の利用など他の調査方法を重ねることで、より一層の調査が可能であり、法廷侮辱罪法第８条も改正する必要はないということとなったのである[15]。

その後、上述のインターネット環境の充実とともに増加してきた問題に対応する必要性や、複雑な法廷侮辱罪関連諸法の明確化および合理化の要請が高まる中、2011年に法廷侮辱罪に該当しうる行為の再検討および法整備が重要な法改正プログラムの一つに掲げられ、実現に向けてのプロジェクトが進められることになった[16]。

同プロジェクトは検討対象を分割して進行しており、まずは直接的法廷侮辱罪（Scandalising the Court）について、2012年８月に諮問書が、同年12月に

---

(10) 現在は司法省（Ministry of Justice）に移管。

(11) *Jury Research and Impropriety Consultation Paper* CP 04/05(2005); *Jury Research and Impropriety Response to Consultation* CP 04/05(2005).

(12) *Gregory v UK* (1998)25 EHRR 577, para31.

(13) Lord Justice Auld, *Review of the Criminal Courts in England and Wales October 2001*. なお、Chapter 5, para76では、陪審調査の目的の一つとして、陪審員がよりよく任務を遂行するための方策を検討することを指摘している。

(14) *Jury Research and Impropriety Consultation Paper, supra* note (11), p32.

(15) *Jury Research and Impropriety Response to Consultation, supra* note (11), p16.

(16) *Eleventh Programme, supra* note (7).

は報告書が公表され、同報告書の勧告に基づいて同罪が廃止さることになった[17]。2012年11月には、法廷侮辱罪の残りの問題についての諮問書が公表された[18]。その後、報告書の公表のため、検討対象をさらに３分割してプロジェクトは進行し、第１部はメディアおよび陪審による法廷侮辱罪、第２部は報道規制に関する問題、第３部は法廷内における侮辱罪および出版物等による法廷侮辱罪を対象に報告書の準備が進められ、第１部の報告書[19]は2013年12月９日に、第２部の報告書[20]は2014年３月26日に公表された。なお、同プロジェクトの最終報告書の公表予定は当初2016年となっていたが、2014年中に残りの報告書が公表されるであろうとアナウンスされているが、2015年１月の時点で未公表である。

このように、2011年の第11回法改革プログラムから始まった法廷侮辱罪を巡る大規模な改革検討プロジェクトは残り第３部の報告書を待つばかりとなっている。今後は、おそらく政府による回答書が公表され、法改正の必要性が承認されれば、より具体的な法改正手続へと進行することになると思われる[21]。こ

---

(17) *Contempt of Court: Scandalising the Court A Consultation Paper* (2012) CP No.207; *Contempt of Court: Scandalising the Court* (2012) Law Com No.335; Crime and Courts Act 2013 s.33.

(18) *Contempt of Court A Consultation Paper* CP No 209. 以下では、*CP209*。本諮問書では、出版などによる法廷侮辱罪、現代メディアの問題、陪審員の法廷侮辱罪、法廷における侮辱罪について検討しており、陪審員の法廷侮辱罪については陪審員による情報の探索と評議の秘密について扱っている。本稿では、陪審員の法廷侮辱罪のうち、評議の秘密について検討対象としている。

(19) *Contempt of Court (1): Juror Misconduct and Internet Publications* (2013) Law Com No 340. 以下では、*LC340*。本報告書では、評議の秘密のほか、現代メディアの問題、陪審員による外部情報の探索、陪審員による不法行為を防止する方策について様々な提案をしている。

(20) *Contempt of Court (2): Court Reporting* (2014) Law Com No 344.

(21) 2014年７月30日の貴族院議会で司法省は、回答書を計画している政府に対して、法廷侮辱罪法第８条の改正等に反対する声明を出したが（Lords Hansard, 30 July 2014, Column WS149)、政府の対応など今後の動向や議論にも注目したい。最近も、重要な刑事司法制度改革論の一つである専門証拠の許容性に関する法律委員会の勧告に対して、政府は回答書の中で法律委員会報告書の立法提案などをほぼ全面的に不採用としたが（*The Government's response to the Law Commission report: "Expert evidence in England and Wales"* Law Com No 325 (21 November 2013))、提案の趣旨や方向性には賛同しており、提案内容の一部は刑事訴訟規則の改正などによって迅速に対応されようとして

れまで、コモン・ローおよび法廷侮辱罪法により長く維持されてきた厳格な評議の秘密に対して、制定法上、評議内容へのアクセスが認められることになれば、イギリス陪審制度においては画期的な方向転換といえる。

（3）評議の秘密と表現の自由

上述の第11回法改革プログラム以降も注目を集める事件が生じていた[22]。そして、今回の法廷侮辱罪を巡る改正論の背景の一つはインターネットと陪審員を取り巻く環境への対応の必要性であり、法廷侮辱罪の検討に際して法律委員会では、公衆の利益、公正な裁判を受ける被告人の権利そして陪審員の権利との間の均衡に配慮する必要があるという認識のもと、検討を進めていた[23]のだが、これまでにも、評議の秘密と基本的人権との関係について、陪審員が評議内容をまったく語ることができないというのは、陪審員の表現の自由に反するのではないかという問題が生じていた。

評議の秘密と表現の自由との関係については、*Scotcher* 裁判[24]で、法廷侮辱罪法第８条とヨーロッパ人権条約第10条の表現の自由との対立が問題になっていた。陪審員であった者が評決後、被告人の母親に評議内容を語ったとして法廷侮辱罪に問われた同事案では、法廷侮辱罪法第８条が条約第10条に適合するには、公平な裁判の権利を守るために誤判[25]を明らかにする目的で評議内

いる（*The Criminal Procedure Rules 2014,* 2014 No. 1610 (L. 26); *Criminal Practice Directions 2014*）。

(22) 例えば、陪審員が裁判長の指示に反して、審理中の被告人に関する前科などを調査した事案（*A - G v Dallas* [2012] EWHC 156）、出版社が、被告人や被疑者の有罪を推認させるような記事をインターネット上に掲載した２事案（*A - G v Associated Newspapers Ltd* [2011] EWHC 1894 , *A – G v MGN Ltd* [2011] EWHC 2383(Admin)）、陪審員が被告人とフェース・ブックを通じてコンタクトをとった事案（*A - G v Fraill* [2011] EWHC 1629）。また、*CP209*の公表後の注目すべき事案としては、陪審員が評決後、評議内容を被告人の一人に話した事案（*R. v Lewis* [2013] EWCA Crim 776）、陪審員がフェース・ブックに審理中の事件についての意見を投稿した事案（*A - G v Davey* [2013] EWHC 2317）がある。

(23) *CP209, supra* note (18) , para1.13.

(24) *A - G v Scotcher* [2005] UKHL 36.

(25) 本稿では「miscarriage of justice」を誤判と訳するが、英米法上はもちろん、法律委員会の諮問書および報告書でもこの用語は「誤った有罪判決」の意味で

容を開示したという抗弁を認める必要があるかどうかが問題となった。高等法院合議法廷（Divisional Court）では、このような抗弁は認められず、貴族院（House of Lords）に上訴されたが、そこでもこのような抗弁は不要であるとされた。というのも、このような情報を裁判所に対して明らかにすることは禁止されておらず、裁判所などに評議内容を明らかにしても法廷侮辱罪法第８条には反しないと考えられたからである。そして、条約第10条との関係については、評議の秘密という陪審制度における利益の合理性や重要性が承認されているところ、評議内容を少なくとも裁判所に明らかにすることが認められていることで、表現の自由に反するものではないと考えられたのである。

また近年、ヨーロッパ人権裁判所でも法廷侮辱罪法第８条が問題となった事案がある。陪審員が審理についての見解を新聞に公表し、陪審員と新聞社に罰金が科せられたSeckerson裁判[26]では、評議の秘密を保障する根拠として、自由で率直な議論を促進することという重要な目的が認められるため、法廷侮辱罪法第８条は条約第10条には反しないということが確認された。

しかし、その後も評議内容を開示したとして問題となった事案や法務長官（Attorney General）の談話などもあり、評議の秘密を巡る争点や表現の自由との均衡という問題が解消されているわけではない[27]。

（４）評議の秘密と公正な裁判を受ける権利

法廷侮辱罪法第８条では第２項の場合を除いては評議内容を開示してはならない[28]が、このことは陪審評議の内容を他の手続において証拠とすることが

用いられていることは明白である。以下、「誤判」は「誤った有罪判決」を意味するものとして用いる。

（26）*Seckerson v UK* (2012) 54 EHRR SE19. もっとも、本裁判では、原告は、法廷侮辱罪で罰金等を科されたことが条約第10条の表現の自由に反する旨を主張していたのであり、法廷侮辱罪法第８条とヨーロッパ人権条約第10条との整合性を正面から判断するための裁判ではなかった。

（27）前掲注（22）の判例のほか、*A - G v Pardon* [2012] EWHC 3402 (Admin); *R. v Mahil* [2013] EWCA Crim 673; Attorney General, Speech, *Trial by Google? Juries, social media and the internet* (6 February 2013), Press release, *Attorney General to warn Facebook and Twitter users about contempt of court* (4 December 2013).

（28）Contempt of Court Act 1981, s. 8(1).

できるかどうかという異なる問題とも密接にかかわっている。というのも、評議内容の開示の有無が評議内容という証拠の存否に直結するので、評議内容を証拠にすることができるということはすなわち、評議内容を開示することができるということを意味するからである。しかし、評議内容の証拠としての許容性について、コモン・ロー上は許容できないと考えられてきた。そのため、陪審の評議内容に問題があったとしても、陪審員はそのことを外部に明らかにすることができないだけでなく、そのような不当な評議を示す証拠を裁判所が調査することもできないとすれば、誤判を明らかにする可能性を放置し、被告人の公正な裁判を受ける権利に反するおそれがあると考えられる。

この非許容性規範の内容について、*Smith* 裁判[29]では次のように説明され、評議内容の秘密を法廷侮辱罪法およびコモン・ローの両側面から維持すべきことが確認された。すなわち、裁判所は、陪審評議で話されたいかなる内容も調査せず、その内容に関する証拠を受け取らない、というのがコモン・ローの一般準則である。よって評決後に、陪審評議の内容にかかわる証拠は許容されないというのが厳格な規範である。同準則の例外は、陪審が全く評議せず、クジやコイントスといった方法で判断したようなそもそも裁判とはいえない状況があったことを訴えるような場合や陪審員が外部の情報に不当に影響されたと疑われる状況がある場合に限定される。ただし公判途中であれば、裁判所は陪審員の不法行為などを調査することができるのである、と。

また、*Milza* 裁判[30]では、法廷侮辱罪法第８条とヨーロッパ人権条約第６条の公正な裁判を受ける権利との関係が問題とされた。そこでは、評決言い渡し後には評議内容を証拠とすることはできないが、裁判所は、評決前には陪審の不正行為について調査することができ、それは法廷侮辱罪法第８条により禁止されておらず、同条は条約第６条にも反しないと判示された。ここでも評議の秘密は陪審員の自由な発言を保障するという、法廷侮辱罪法第８条の意義の重要性を前提に、コモン・ロー上の非許容性規範を維持しつつ、審理内容の調査自体は可能であることを根拠に、公平な裁判を受ける権利に反するものではないと考えられた。

---

(29) *R. v Smith* [2005] UKHL 12 at[17].
(30) *R. v Mirza* [2004] UKHL 2.

このように、評決前の調査が可能な場合があること、明らかに不正な評議や不当な偏見の影響下にあると考えられる陪審員への対応は非許容性規範の例外であると解釈することでヨーロッパ人権条約第６条違反にあたらないと考えられたが、例外的場面はきわめて限定的である。そのため、誤判の危険性は少なからず残ることになるので、「陪審評議の領域で、陪審制度保護の対価として不正義が甘受されうるというのは、イギリスにおいてこれまで誤判に対応してきた精神に反する[31]」と批判されている。

（５）改革の背景

これまで、裁判所は評議の秘密は表現の自由や公平な裁判を受ける権利に反するものではないと判断する過程で、評議の秘密の重要性が繰り返し確認されており、イギリスの議論においても、評議の秘密の趣旨やその重要性を前提に、評議の秘密を守るということそれ自体に基本的な反対や疑義はないようである。しかしながら、包括的な評議の秘密保持が必要であるという趣旨で論じられているわけではないということに注意すべきである。表現の自由については、合理的に評議内容を明らかにできると考えられている事項が評議の秘密の例外として存在していることで表現の自由に反しないとされた。また、公平な裁判を受ける権利との関係についても、評決言い渡し前に陪審の不正などについて調査可能な例外的場面が存在することでこのような権利との衝突が遮断されると考えられたのである。

しかしながら、評議の秘密が包括的・絶対的に保障されるわけではなく、限定的ではあるが例外的に評議の秘密に反しない場合があると考えられていたにもかかわらず、制定法上、明確な規定がなく、陪審の手引きなどで陪審員に示されているわけでもなかった。また、以前から個人を特定しない評議内容の開示や調査が可能となる場合もあったとされ[32]、法廷侮辱罪法第８条の解釈や運用に対して様々な混乱が生じてきていたと思われる。それに加えて、従来の裁判例にもかかわらず、限定的な例外は狭きに過ぎるのであり、陪審員が誤判を明らかにするために評議内容を開示することすらも禁止されているというの

（31）Steyn 判事の反対意見。*ibid., dissenting* at[4].
（32）*A - G v New Statesman and Nation Publishing Co* [1981] QB 1.

は、陪審員の表現の自由および被告人の公平な裁判を受ける権利に反するという主張が繰り返されていた。

また、メディアによる陪審制度の調査は、評議内容の開示を許容して詳細に行うことが公衆の利益に合致し、制度の改善にも資すると論じられ(33)、陪審制度の学術調査にも同様の利点が認められるところであるが(34)、法廷侮辱罪法第8条と学術調査の関係については異なる見解があり、この問題についても混乱が生じていた。すなわち、ある者はこのような調査は不可能であるといい(35)、またある者は陪審に関する研究のほとんどは可能であると論じるのである(36)。いずれにせよ、法廷侮辱罪法第8条の存在が、陪審制度の学術調査の可否に関する主張の混乱を生じさせ、陪審制度に関する情報を空洞化していると批判されている(37)。

このような法廷侮辱罪法第8条から生じる混乱やヨーロッパ人権条約との不整合に対して、他方では評議の秘密の正当性への支持があることも間違いない。陪審員の評議過程における発言の自由、評決という最終的判断を重視し、事件の再現やメディアによる再審理を防止する、陪審員のプライバシーや安全を保障するという同法第8条の目的自体に反対することはできないと思われる。しかしながら、このような目的の維持とは別に、評議の秘密が次第に破られてきているという懸念があり(38)、インターネット環境の充実が（評議の秘密開示だけでなく、陪審員の外部情報の探索や、陪審員に偏見を抱かせるような情報のインターネット上への投稿など）陪審制度を巡る環境への不安に拍車をかけていたため、こうした観点からも法整備等の検討が急がれるところであった。

---

(33) H Fenwick and G Phillipson, *Media Freedom under the Human Rights Act* (2006), p229.

(34) Lord Justice Auld, *supra* note (13), ch5, para82. 最近の陪審調査について、Penny Darbyshire, Andy Maughan and Angus Stewart, *What Can the English Legal System Learn from Jury Research Published up to 2001?,* Research Papers in Law, Kingston University(2002).

(35) H Fenwick and G Phillipson, *supra* note(33), p228.

(36) Cheryl Thomas, Exposing *the Myths of Jury Service,* Criminal Law Review 415 (2008), p415 at footnote 4.

(37) *Id., Are Juries Fair?* , Ministry of Justice Research Series 1/10, Feb 2010, p1.

(38) Editorial, *Jurors and the Internet,* Criminal Law Review 591(2011).

（６）法律委員会の諮問（*CP209*）

法律委員会は評議の秘密については、二つの内容を諮問した。一つは誤判の問題と法廷侮辱罪法第８条の妥当性についてであり、もう一つは陪審の学術調査の許容と同条改正の当否である。

①　誤判と法廷侮辱罪法第８条

まず、誤判の問題については、2005年にDCAは、陪審の不正に関する調査を許容するために、陪審の評議内容に対するコモン・ロー上の非許容性規範を緩和すべきかどうかを諮問したが、それに対する回答の多くは、コモン・ローの現状を維持すべきで、それ故、法廷侮辱罪法第8条も修正されるべきではないというものであった(39)。誤判を明らかにするために評議内容を開示することを陪審員に許容するように法廷侮辱罪法第8条を改正することは、制定法の改正にとどまらず、コモン・ロー上の非許容性規範の緩和に踏み込まざるを得ないことを意味するため改正を認めることへの躊躇があったのかもしれない。しかしながら、非許容性規範を維持したままでは、評議内容の開示は意味をなさず、有罪判決を正当に評価することができない。そこで法律委員会は、誤判の可能性を明らかにするために法廷侮辱罪法第８条を改正する必要性を重視するという判断をした(40)。そしてそれは、*Milza* 裁判(41)の貴族院において非許容性規範を支持する多数意見があったにもかかわらずこのような決断をしたのである。

また、このような視点はヨーロッパ人権条約との整合性をより一層強化するためにも必要と考えられた。すなわち、誤判を明らかにする目的で評議内容を開示した陪審員は、法廷侮辱罪法第８条に違反していたとしても、処罰の対象とすべきではなく(42)、不処罰にすることにより、条約第10条の陪審員の表現の自由と条約第６条の被告人の公正な裁判を受ける権利の双方をより強固に保障することができるのである。もっとも、評議内容を開示する対象として適切な

(39) *Jury Research and Impropriety: Response to Consultation, supra* note (11), p11.
(40) *CP290, supra* note (18), para4.58-4.60.
(41) *Mirza, supra* note(30).
(42) N Haralambous, *Investigating Impropriety in Jury Deliberations: A Recipe for Disaster?,* Journal of Criminal Law 68(5) (2004), pp420-421.

のは誰なのかという問題についても十分に配慮することとした[43]。

このように、法廷侮辱罪法第８条の理論的根拠を損なわないということは重要であるが、評議の秘密を固守することで誤判の発見を妨げることになってしまうのは、被告人や被害者さらには社会全体にとっても重大な悪影響があり、問題である。そして、陪審員に評議内容を明らかにする手段を提供することによって、善意の陪審員を保護し、誤判を防止するより一層の安全策としても機能しうる。以上のような観点から、法律委員会は次のように諮問した[44]。

誤判を明らかにするために評議内容の開示が不可欠であると真摯に信じて、陪審員が法廷の職員、警察または刑事再審委員会（Criminal Cases Review Commission）に評議内容を開示した場合、法廷侮辱罪法第８条違反に対する免責の抗弁を規定するために同条を改正する必要があるか？

② 学術調査と法廷侮辱罪法第８条

次に、陪審制度の研究目的による調査活動について、すでに2005年にDCAはこのような学術調査を許容するために法廷侮辱罪法第８条を改正すべきかの意見を聴取していた。その際の回答の多くは、学術調査の実施自体には賛同するが、許可制であるとか匿名性を確保するなどの規制が必要であり、調査者は直接評議室にアクセスすべきではないというものであった。また、政府の見解は、法改正によらなければ調査できない問題があるということが明らかになるまで、同条の改正はないというものであった[45]。しかしながら、従来からの学術調査に対する支持を背景に、法律委員会もこれまでの提案に引き続き、次のように諮問した[46]。

法廷侮辱罪法第８条による学術調査の禁止は不要か？そうだとすれば、同条は学術調査を許容するために改正されるべきか？改正するとすれば、このような調査を統制するための手段は何が妥当か？

---

(43) *CP209, supra* note (18), para4.59.
(44) *Ibid.*, para4.60.
(45) *Jury Research and Impropriety: Response to Consultation, supra* note (11), p16.
(46) *CP209, supra* note (18), para4.62.

3　法律委員会最終報告書

上述の諮問書 *CP209*による意見募集は2013年２月28日に締め切られ、数多くの回答が寄せられた。法律委員会はそれら回答の他、シンポジウムやセミナーなどにおける議論等の分析結果をふまえた報告書 *LC340*を2013年12月９日に公表した。これは、本法律委員会による報告全体の一部であり、評議の秘密に関する提案が含まれている。

①　誤判の問題

誤判の問題に関連した改善についての回答はその大半が法改正への賛成意見であった。とりわけ、実務上この問題に最も専門的に対応してきた刑事再審委員会が諮問書の提案に賛同し、誤判を評議の秘密保持の対価としてはならないと、不正を明らかにすることの重要性を明確にしていることは注目に値する(47)。また、本報告書は、現行法上も誤判を明らかにするために陪審員が評議内容を開示することは妨げられていないという見解に対しては、必ずしも周知されている解釈ではないため、評議の秘密違反に対する免責を明確にするためにも法改正には意義があると指摘する。

さらに、制定法上、評議の秘密の例外が認められる場合の根拠との関連からも検討している。評議の秘密には二つの例外があり、それは陪審員のいる法廷で評議内容が開示される場合と陪審に不当な圧力を加える試みのように法廷侮辱罪法第８条（2）(b）に該当する場合である。これらに該当する場合には評議の秘密は期待し得ないということになるが、その根拠は適正な法執行にある。そして、誤判を明らかにするために評議内容を開示することも同一の根拠を有しているといえる。それ故、評議の秘密に反するおそれがあるという理由で、誤判の是正目的による評議内容の開示を陪審員が躊躇するというのは適正な法執行という司法全体の利益にも反することになろう。このように、誤判を明らかにする目的での評議内容の開示は、従来から認められている評議の秘密の例外とされていることの根拠とも合致しているのである(48)。

以上の検討から、次のように、法律委員会は *CP209*での諮問内容と同様の

---

(47) *LC340, supra* note (19), para4.17.
(48) *Ibid.*, para4.22-4.24.

提案をした[49]。

誤判を明らかにするために評議内容の開示が不可欠であると真摯に信じて、陪審員が裁判所の職員、警察または刑事再審委員会に評議内容を開示した場合、1981年法廷侮辱罪法第８条違反に対する免責の抗弁を規定するために同条を改正すること。

さらに、免責抗弁の主な要件を次のように公式化しうるとして提案している[50]。

(1) 刑事公判において陪審員が関与した評議に関する行動に対してのみ適用する。
(2) 評議内容の開示は、裁判所職員、警察もしくは刑事再審委員会に対して行われなければならない。
(3) 評議内容の開示は、誤判を明らかにするために必要であると真摯に信じて行われなければならない。
(4) 「誤判」の概念を定義する。この定義は網羅的であってはならない。
(5) 免責抗弁が審理対象となるので、証拠提出責任は陪審員・被告人側にある。ただし、証明責任は訴追側が負う。

② 学術研究目的のための改革

次に、学術研究目的の陪審調査について回答は21件あり、それらの内容は、*CP209*の諮問内容に賛同して学術調査を許容するために法廷侮辱罪法第８条を改正すべきという見解の他、学術調査は現行法上も可能であるという見解、不可能であるという見解、陪審評議を調査対象とすべきではないという見解、同条改正の必要はないという見解など様々な回答があった。それらの回答の多くは、法廷侮辱罪法第８条は学術調査を禁止しており、この点について改正すべきという意見に賛同するものであった[51]。他方、学術調査の可否については

(49) *Ibid.*, para4.27.
(50) *Ibid.*, para4.30.
(51) *Ibid.*, para4.32.

研究者間でも異論があり、現行法上も可能であるという見解[52]や、陪審評議に対する調査に反対する見解[53]もあり、これらをふまえて本報告書では調査の利点について検討している。

まず、現行法上も十分な調査が可能であるという見解に対して、このような調査では知り得ない陪審制度の諸側面が数多くあり、陪審の全体像を解明するために法廷侮辱罪法第８条の制限を緩和する価値があると指摘する。たとえば、実際の事案で、被告人が黙秘したという事実から実際に陪審員が被告人に不利益な推論をする[54]のかどうかということは、現行法上の調査では知り得ない事実である。しかも、このことが明らかになれば、陪審制度のみならず刑事司法制度全体への影響も大きく、有益な情報を内包している可能性も高いといえる[55]。また、審理裁判官から与えられる評決メモ（routes to verdict）の使用方法に関する調査は、現行法上は不可能だが、メモの改善などを目的とした調査の有益性が認められる[56]。

もっとも、陪審評議の調査にも限界があり、陪審員への質問が許容されるからといって精度の高い調査が可能になるわけではなく、必要な情報がすべて得られるわけではないであろう。しかしながら、現行法上は外形的な調査や推論に基く判断しかできないという現行の調査方法に、新たな調査方法が加わることによって、調査により得られた帰結の信頼性と妥当性を増すことになるのは

---

(52) 必要かつ相当な結果を獲得するのにふさわしい調査は、現行法上も可能であり、このような調査は禁止されていないにもかかわらず、許容されていないという誤解があるということについて、Cheryl Thomas, *Avoiding the perfect storm of juror contempt,* Criminal Law Review 483 (2013), p502. また、この見解に対して、彼女の指摘する調査が可能だとしても、現実の事件における現実の陪審がどのように評決に至るのかを調査するために、法廷侮辱罪法第8条を修正する時期が来ているという指摘について、Stephen Gilchrist, *Time for Real Jury Research,* 177 Criminal Law and Justice Weekly 171 (2013).

(53) Michael Zander, *Research Should Not Be Permitted in the Jury Room,* 177 Criminal Law and Justice Weekly 215 (2013) は、1993年の王立委員会委員であった経験から、詳細な調査結果が公表されると、陪審制度は概ね良好で一般市民の信頼を得ているにもかかわらず、同制度に必然的に付随するわずかな欠点が一般市民から過大に批判されてしまうかもしれないことを危惧する。

(54) Criminal Justice and Public Order Act 1994, s 34.

(55) *LC340, supra* note (19) , para4.39.

(56) *Ibid.,* para4.40.

疑いない。そしてその結果を活用するということが刑事司法制度全体の利益に資する点に法廷侮辱罪法第８条を緩和する意義があるということになろう。

また、陪審評議への調査が許容されるとしても、評議の秘密の意義の一つである、評議における陪審員の自由な発言の保障とプライバシーの保障との関係については注意しなければならない。これらの意義に即した調査は陪審員の匿名性を保障するということである。本報告書では、調査結果を公表する際には陪審員の氏名だけでなく、すべての事件関係者（裁判官を含む法律家、被告人、証人など）や裁判所および事件名までも特定されるべきではないということを想定している。そして、この匿名の保障のもと調査の過程での発言などを活用することが可能になれば、司法への信頼を増すことにもなるという(57)。

このように、評議への調査の限界を認識しつつ、陪審制度のさらなる理解を増進し、司法への信頼を増すことができ、そして調査結果を陪審制度の発展に向けた改善に結びつけることができるような学術調査の意義は大きいとして、次のような提案を行った(58)。

陪審評議に対して認可された学術調査を許容するための例外規定を置くよう1981年法廷侮辱罪法第８条を改正すべきである。

さらに、評議の秘密の目的を保護する必要性という観点から評議への調査を全面的に許容するのではなく、そして個人ではなく研究機関による調査を対象にして一定の統制が必要であるとして次のような提案も行った(59)。

陪審評議の学術調査は、法律委員会が提案した1981年法廷侮辱罪法第8条の例外内で、現行の公認手続きに従って実施されなければならない。

なお、立法提案としては、現行第８条の（2）に（c）を新たに追加することにより、最も容易に学術調査を実現できるとして、第８条第１項は承認機関により許可された者に対するあらゆる事項の開示には適用しないという文言の追

(57) *Ibid.*, para4.47.
(58) *Ibid.*, para4.49.
(59) *Ibid.*, para4.54.

加を提案している[60]。

4　小括

これまで概観したように、イギリスでは、今世紀になり法廷侮辱罪法の改正に向けた動きが活発化し、現在、大規模なプロジェクトが進行している。その背景にあったのは、法廷侮辱罪に関連するコモン・ローおよび実定法の多様性と複雑性ならびにインターネット環境の充実とともに生じてきた法廷侮辱罪を犯してしまう危険性の増加であった。そして制定法の明確化および合理化を目的に進行してきたプロジェクトが陪審の評議の秘密に関する検討の中で重視してきたのは、公衆の利益、公正な裁判を受ける被告人の権利および陪審員の権利との間の調和であった。

イギリスでは陪審評議の秘密は厳格に守るべきものと考えられており、その根拠は、評決の終局性の重視、評議における陪審員の自由な発言を保障すること、陪審員のプライバシーを保障することである。これらの根拠を正面から批判する見解は見られないが、ヨーロッパ人権条約との齟齬の可能性も指摘されていたところである。さらに現行法上は、誤判の可能性を発見することが困難であるとも指摘されていた。このように、評議の秘密の厳格な保護を維持し続けるとしても、誤判の救済、被告人の公正な裁判を受ける権利そして陪審員の表現の自由との関係を無視することはできなくなってきているといえる。

すでに見たように、法廷侮辱罪法第８条がヨーロッパ人権条約第６条および第10条に反しないかが争われた事案で、裁判所は評議の秘密の意義を重要であるとしつつもそれだけで同条約に反しないと判断したわけではなかった。すなわち、限定的であるが、現行法上も誤判を明らかにするために陪審員が発言でき、裁判所も陪審員の調査が可能となる余地が残されていたこともあって、法廷侮辱罪法第８条とヨーロッパ人権条約とが整合しうると考えられたのである。それでも両者の整合性に対する懸念は払拭されることはなかったのであるが、本法律委員会が明確に法廷侮辱罪法第８条の緩和を明文化しようとしたのは、こうした懸念の払拭だけでなく、同法第８条の解釈を巡る混乱を終結する

(60) *Ibid.*, para4.59. 法廷侮辱罪法第９条第１項で禁止される録音機器の法廷への持ち込みおよび使用に関して、同条第２項で裁判所による例外の諾否規定が置かれており、第８条も例外規定の追加で容易に対応可能であると指摘する。

ことそしてなにより誤判救済という目的をとりわけ重視したと考えられる。もちろん、評議内容を開示することが直ちに誤判の「救済」につながるわけではなく、「誤判の発見を遮断してしまう危険を防止する」ことが肝要であり、このような「遮断の危険」を放置することは許されないという認識があったのではないかと思われる。そして、評議の秘密保護がそもそも誤判発見の可能性を遮断してしまうとすれば、それはすなわち司法への信頼を損なうことになり評議の秘密を守ること自体を正当化し得ないため、評議の秘密を尊重しつつ誤判の発見を遮断する危険を防止することを目指そうとしたといえよう。

また、陪審評議の学術調査は上述の基本的人権との関係から論じられている法廷侮辱罪法第８条の緩和論とは若干性質を異にしている。陪審の評議室が完全なブラック・ボックスになっており、評議内容の調査がほとんど不可能なため、これまでは模擬陪審などを利用して評議過程の調査などが行われていたところである。現行法上可能な調査で陪審制度の分析に必要な資料を収集できるという見解もあるが、実際の陪審評議の調査から得られる重要な資料は少なくないし、陪審制度の改善のために活用できる資料も数多く得られることも容易に想像できる。このように、評議の学術調査を認めることは、司法への信頼や制度の改善という刑事司法制度全体の利益になるのであり、これが先の議論で重視されていた利点とも共通するといえる。

５　日本への示唆

以上のようなイギリスの状況に照らして、日本の裁判員制度の守秘義務規程をみると、裁判員の守秘義務の厳格性はイギリスのそれに類似しているといわれているが重要な相違に気づく。

まず、日本の守秘義務は、抽象的な評議の秘密を包括的に保護しようとしていることである。守秘義務を認める根拠の重要性は理解できるが、それのみで基本的人権との整合性を認めることができるのかという問題が生じる。イギリスにおいては、評議の秘密が包括的に保護されるというわけではなく、限定的だが発言および調査の機会の存在が基本的人権との整合性を認めうる事情と考えられていた。他方、日本では裁判員の合同記者会見や裁判員経験者に対するアンケートは実施されているが、守秘義務と基本的人権との整合性を認める根拠にはなり得ないであろう。これらは裁判員の表現の自由の保障に資する点も

なくはないかもしれないが、被告人の公正な裁判を受ける権利の保障に資するところはほとんどないからである。しかしながら、陪審制度と異なり、裁判員は裁判官と共に評議に参加して判断するので、事実上、イギリスと同様、裁判員は裁判官に対して発言する機会があり、裁判官は不正などの調査ができるので上記のような整合性の問題は生じないとも考えられる。それについては、おそらくこのような発言や調査は評議内で処理されることがほとんどであり、そうであるとすれば、裁判員の発言の機会や裁判官による調査の有無自体、外部から全く認識不可能であるといえる。認識不可能な発言や調査の可能性は上述の整合性を認める根拠にはなり得ないであろう。いずれにせよ、日本の守秘義務規程のように評議の秘密を包括的に保護することは憲法上、許されないのではないかという疑念が生じることになる(61)。

そこで、イギリスでさらに積極的な評議内容の開示を提案することに踏み切った背景に照らせば、守秘義務規程を維持するとしても、被告人の公正な裁判を受ける権利の保障という観点から、誤判の発見を遮断する危険を防止するために、評決数の開示と誤判の可能性を開示する裁判員の発言の機会を保障することが妥当であろうと考えられる。陪審制度のもとでは、陪審の評決が終局的判断であり、それに対する上訴は原則として認められないため、陪審員による誤判の可能性を開示する発言はとりわけ重要ともいえる。他方で、日本では裁判員裁判の判決に対する上訴が可能で三審制度を採用しているため、イギリスのように裁判員の発言の機会を拡大しなくとも、イギリスのような基本的人権との対立はあまり問題にならないとも考えられる。しかしながら、誤判の可能性を早期に明らかにする利点は言うまでもなく、評議の秘密を頑なに維持するために、「誤判の発見を遮断してしまう危険」を拡大することは許されないであろう(62)。

次に、学術調査について、日本では始まったばかりの裁判員制度について施

(61) 本稿で憲法問題に踏み込む余裕はないが、日本国憲法第13，19，21，31，37条だけでなく、ヨーロッパ人権条約第６，10条と同趣旨の規程である市民的および政治的権利に関する国際規約（B 規約）第14，19条との整合性が問われなければならないであろう。

(62) 裁判員が誤判の可能性に関する情報を開示する相手先は、裁判所・法務省・日弁連などが考えられるが、日弁連のしかるべき部署に情報を開示するのが最もふさわしいのではないだろうか。

行後３年で同制度の検討をする必要があったにもかかわらず、厳格な評議の秘密により実質的調査が困難であることが指摘されてきた[(63)]。それに対して、イギリスにおける陪審制度の歴史は古く、陪審制度の調査も数多く実施されてきたとはいえ、従来のように評議の秘密を維持したままでは知り得ない重要な情報があり、そのような情報を活用することが刑事司法全体の利益に資するという認識のもと、陪審評議への調査を求める主要が繰り返されてきたのである[(64)]。それ故、法律委員会の報告書*LC340*における提案では、厳格な匿名性を維持した上で承認を受けた機関に評議への学術調査を許容するよう法廷侮辱罪法第８条の緩和を提案しているのである。日本のように評議の秘密の包括的保護の前では、裁判員制度を改善するための実質的な検討がそもそも困難であり、制度の改善を目指そうという視点を欠いているといわざるを得ない。日本においてはどこまでの制限が必要か議論の余地はあるが、裁判員制度ひいては刑事司法制度全体の改善のために重要な資料を得る機会であるということ、このような活用は司法への信頼を増すことにもなるということから、評議内容への学術調査を許容することが強く望まれる。

最後に、守秘義務免除について、はじめに指摘したように日本における議論の多くは守秘義務の原則的免除を指向しているように思われる。それに対してイギリスの法律委員会の報告書*LC340*が提案したのは例外的免除である。例外的とはいえ、古くから厳格に評議の秘密を守ってきたイギリスにおいてはこの守秘義務の免除は歴史的に重大な方向転換といえる。その背景はすでに見たとおりであるが、例外的としたのは、評議の秘密の意義に依然として維持すべき重要性が認められるからということであろう。しかしながら、*LC340*の提案では、守秘義務を緩和する場合に陪審員だけでなく事件に関連する様々な事項も匿名とすることを求めており、これらを匿名にするのであれば、それで評議の秘密の意義は十分に満たされるので、原則的免除を認めても良いように思われる。厳格な匿名の要請に加えて、誤判を明らかにする目的や学術調査目的という目的の限定にはどのような配慮があるのだろうか。一つには、コモン・ローからの長い歴史的状況を全面的に変革することに対する躊躇があるのかも

(63) 前掲注(1)掲載論文など。

(64) *Eleventh Program, supra* note (7)；Auld Report, *supra* note (13)；*CP209, supra* note (18)；*LC340 supra* note (19).

しれないが、他方で評議の秘密に対する様々な支持があることも確かである。より実質的な理由としては、陪審員自身が法廷侮辱罪法第８条を評価しているということも指摘されている[65]。そこで、基本的な評議の秘密という原則を維持しつつ、様々な権利保障との調和や現実的要請との調整を検討した上での例外的免除規定の提案であったと思われる。

日本においても、裁判員経験者からの守秘義務の必要性に関する意見を根拠の一つに現行の守秘義務を緩和することに対する反対の意見がある[66]。裁判員の意見は十分尊重すべきではあるが、守秘義務の意義のみを根拠に評議の秘密を包括的に保護することが妥当でないのはすでに見たとおりである。匿名性を厳格に保障することによって、守秘義務を原則的に免除することは可能であると思われるが、現行法の厳格な守秘義務規程を大幅に変更することになる原則的免除という法改正を直ちに目指すことは容易ではないかもしれない。そうであるとすれば、裁判員のプライバシー保障という観点などからの原則的免除への懸念と被告人の公正な裁判を受ける権利との調和を図るよう、守秘義務免除の目的や対象範囲を限定しての例外的免除という方向性も一考に値するのではないだろうか。これまで検討してきたとおり、少なくとも現行法のままの守秘義務規程を維持することはもはや許されないと思われる。

---

(65) *CP209, supra* note ⒅ para4.55.

(66) 最高裁事務総局「裁判員裁判実施状況の検討報告書」前掲注⑴37頁、裁判員制度に関する検討会「『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書」前掲注⑴、27頁。